※各評価項目に対する各申請書への記載に当たっては，**『総合評価に関する事項』に係る留意事項等**（以下「**留意事項等**」という。）をよく読んでください。

総 合 評 価 に 関 す る 事 項

工　　事　　名　　第２三好寮・三好市地域利便性施設（仮称）新築工事のうち建築工事
工　事　箇　所　　三好市池田町マチ

１　入札の評価に関する基準

この工事の総合評価に関する評価項目，評価基準及び得点配分は，次のとおりとする。

① 技術提案の評価

評　価　項　目	評　価　基　準	配 点	得　点
「工事目的物の性能・機能の向上」に関する技術提案	当該工事の工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切であり，特に優れた内容で工夫が見られる。	20.0	/ 20.0
	当該工事の工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切であり，優れた内容で工夫が見られる。	15.0	
	当該工事の工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切であり，特に良い内容で工夫が見られる。	10.0	
	当該工事の工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切であり，良い内容で工夫が見られる。	5.0	
	当該工事の工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切である。	0.0	
上記技術提案の実現性，有効性を確認するための施工計画の適切性等 又は標準案に基づく施工計画の適切性等	当該工事の工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切であり，特に優れた内容で工夫が見られる。	20.0	/ 20.0
	当該工事の工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切であり，優れた内容で工夫が見られる。	15.0	
	当該工事の工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切であり，特に良い内容で工夫が見られる。	10.0	
	当該工事の工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切であり，良い内容で工夫が見られる。	5.0	
	当該工事の工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切である。	0.0	

② 簡易な施工計画の評価

評　価　項　目	評　価　基　準	配 点	得　点
「工程管理」の適切性	工程管理が工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切であり，特に優れた内容である。	20.0	/ 20.0
	工程管理が工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切であり，優れた内容である。	15.0	
	工程管理が工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切であり，特に良い内容である。	10.0	
	工程管理が工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切であり，良い内容である。	5.0	
	工程管理が工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切である。	0.0	
「施工上配慮すべき事項」の適切性	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切であり，特に優れた内容である。	20.0	/ 20.0
	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切であり，優れた内容である。	15.0	
	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切であり，特に良い内容である。	10.0	
	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切であり，良い内容である。	5.0	

	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切である。	0.0	

③　企業の施工能力の評価

評　価　項　目	評　価　基　準	配 点	得　点
平成19年度から入札公告日までの同種工事の施工実績 （同種工事の定義は留意事項等に記載）	同種工事の施工実績が５件以上ある	15.0	/ 15.0
	同種工事の施工実績が３～４件ある	10.0	
	同種工事の施工実績が２件ある	5.0	
	上記以外	0.0	
平成24年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点（５件以内）	工事成績評価＝Σ［(Ｙn-65)×βn］×20/112.5 評価は整数（小数第１位を四捨五入） ＜20点を上限とする＞ Ｙn：工事成績評定点（５件まで申告） βn：請負金額（しゅん工時）の補正係数 ・5,000万円以上の場合：β=1.5 ・1,000万円以上5,000万円未満の場合：β=1.2 ・1,000万円未満の場合：β=1.0	0～20	/ 20.0
登録基幹技能者	登録基幹技能者の活用	2.0	/ 2.0
	上記以外	0.0	
ＩＳＯ等	ISO9001，ISO14001，エコアクション２１のいずれかを取得等	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	
手持ち工事数	徳島県が発注する当初設計金額が3,000万円以上の建築一式工事の手持ち工事数が０件	30.0	/ 30.0
	徳島県が発注する当初設計金額が3,000万円以上の建築一式工事の手持ち工事数が１件以上	0.0	

④　配置予定技術者の施工能力の評価

評　価　項　目	評　価　基　準	配 点	得　点
平成27年度から入札公告日までの継続学習に係る取得単位数（ＣＰＤ）	有効取得単位数が50ユニット以上	5.0	/ 5.0
	有効取得単位数が30ユニット以上	3.0	
	上記以外	0.0	
平成19年度から入札公告日までの同種工事の施工経験 （同種工事の定義は留意事項等に記載）	同種工事の経験が３件以上ある	10.0	/ 10.0
	同種工事の経験が２件以上ある	5.0	
	上記以外	0.0	
平成24年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点（３件以内）	工事成績評価＝Σ［(Ｙn-65)×βn］×20/67.5 評価は整数（小数第１位を四捨五入） ＜20点を上限とする＞ Ｙn：工事成績評定点（３件まで申告） βn：請負金額（しゅん工時）の補正係数 ・5,000万円以上の場合：β=1.5 ・1,000万円以上5,000万円未満の場合：β=1.2 ・1,000万円未満の場合：β=1.0	0～20	/ 20.0

⑤　地域貢献度の評価

評　価　項　目	評　価　基　準	配 点	得　点
地域防災力 （災害時支援協定）	協定の締結	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	
地域防災力 （広域的な災害時相互支援協定）	広域的な災害時相互支援協定を締結	3.0	/ 3.0
	上記以外	0.0	
地域防災力 （家畜伝染病支援協定等）	協定を締結し研修・訓練に参加，又は活動の実績	5.0	/ 5.0
	支援活動に関する研修・訓練に参加	2.0	
	上記以外	0.0	
県内企業活用 （県内下請け） （除外する工種は別表に記載）	全ての一次下請契約を県内企業と締結する計画を提出又は全て自社施工を行う計画を提出	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	
県内企業活用 （県内産資材） （指定資材は別表に記載	指定資材について，全て県内産資材を活用する計画を提出	2.0	/ 2.0
	上記以外	0.0	

「除外する工種」	エレベーター工事に限り，県内企業活用（県内下請け）の評価から除外する。

「指定資材」	基礎部分のコンクリート工事（フーチング及び柱部を除く。）に使用する「県産木材を使用した型枠」とする。

⑥　地域精通度の評価

評　価　項　目	評　価　基　準	配 点	得　点
地域精通度 （地区内の範囲は，次の表に記載）	主たる営業所が西部<三好・美馬>地区内にある	20.0	/ 20.0
	上記以外	0.0	

「西部<三好・美馬>地区内」の範囲	美馬市，三好市，つるぎ町，東みよし町

⑦　低入札による減点措置

この入札は「総合評価落札方式の実施方針」１１の（２）に規定する低入札工事に対する減点措置の対象となる。

建設工事の種類が建築一式工事である徳島県発注工事（総合評価落札方式）において，低入札価格調査基準価格を下回った価格で落札した者で，開札日が減点措置の期間中にある者（以下「**減点対象者**」という。）の行った入札の評価に当たっては，減点措置を実施するものとする。

この入札で特定建設工事共同企業体の構成員の中に減点対象者がある場合には，最も減点措置の大きい者に対する減点を適用する。

２　総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者(失格となった者を除く。)に対して，次の方法により算出される「評価値」をもって総合評価を行う。

評価値＝（基礎点＋加算点）÷入札価格（単位：億円）

基礎点：入札に必要となる参加資格要件を満足する場合に100点とする。

加算点：「**１　入札の評価に関する基準**」に基づき，次の方法により算出する。

加算点＝（１①～⑥の得点の合計＋⑦の減点（該当する場合））÷227点（１①～⑥配点の合計）×30点

なお，評価値は，小数第３位（小数第４位四捨五入）止めとする。
加算点は，小数第１位（小数第２位四捨五入）止めとする。
入札価格は，億円単位とし，小数第５位（小数第６位切り上げ）止めとする。

３　低入札工事に対する減点措置

この入札で，低入札価格調査基準価格を下回った額で落札した者は，「減点措置の対象部局」に記載された期間，低入札工事に対する減点措置として総合評価落札方式において，**20点減点**される。ただし，この工事において次の表に記載する期間内に工事しゅん工承認を通知した場合は，減点措置の期間を工事しゅん工承認の通知日までとする。

なお，減点措置の対象となる入札は，建設工事の種類がこの入札と同じものに限るものとし，減点は累積する。

また，この入札で特定建設工事共同企業体を構成した場合は，その構成員に対し，それぞれ同様の減点措置を適用する。

減点措置の対象部局

減点措置の期間	部　　局
落札決定日の翌日から契約締結日の前日まで	県土整備部（万代庁舎内に限る）
契約締結日から起算して１年間	全ての発注部局

４　手持ち工事数措置期間

この入札は，総合評価に関する評価項目「手持ち工事数」の対象工事であり，この工事を受注した者は，次の表に記載する期間（手持ち工事数措置期間）において，手持ち工事を有するものとする。ただし，この工事において次の表に記載する期間内に工事しゅん工承認を通知した場合は，当該通知日までとし，発注者が手持ち工事数措置期間の変更通知等をした場合は，これによるものとする。

なお，徳島県公共工事標準請負契約約款（以下「**約款**」という。）第47条又は第48条により契約を解除した場合は，約款第50条第１項に基づく出来形部分の引渡しを行った日までとする。

手持ち工事数措置期間	仮契約の締結日から令和６年７月31日まで

『総合評価に関する事項』に係る留意事項等

★この入札は，入札後審査方式一般競争入札により行うため，落札候補者として決定された者を除き，原則として，提出された入札参加資格確認資料のみで入札参加資格の確認（審査）及び総合評価を行うので，指定された様式等への記述に際し，次の内容を十分確認した上で，記述漏れ，記述間違いのないよう注意すること。

なお，審査は申請書等を印刷して行うので，申請書の各ページには，必ず「共同企業体名」，「構成員名」を記述すること。記述漏れとなったページにより，参加資格が確認できない場合については，無効，評価基準が確認できない場合については，加算点の算出を行わないものとする。

■技術提案の評価に関する留意事項等

○技術提案を行う場合は，総合評価（技術提案）申請書の様式４（その２）に記載すること。
様式４（その２）に記述された内容により技術提案及び施工計画の適切性等について評価する。

○技術提案を行わない場合は，総合評価（技術提案）申請書の様式５に記載すること。
様式５に記述された内容により標準案（値）に基づく施工計画の適切性等について評価する。

○技術提案の様式に記載の留意点に十分注意すること。

■簡易な施工計画の評価

○総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式２）により評価するので，申請書様式に添えた「**記述上の留意点**」に十分注意して記述すること。

■技術提案及び簡易な施工計画に関する参考資料

○技術提案や簡易な施工計画に記述した工事材料，施工方法等の機能，性能等を補足説明するため，参考となる資料を提出することができる。ただし，電子入札システムにより参考となる資料（ＰＤＦ形式の電子ファイルに限る。）を提出する場合は，入札参加資格確認資料も含めファイル容量の合計は３メガバイト以内の制限がある。
なお，当該参考資料に限っては，徳島県電子入札システム運用基準４－５に関わらず，持参又は郵送（書留郵便に限る。）による書面での提出も可能とする。
当該参考資料のみ書面による分割提出を行う場合は,徳島県電子入札システム運用基準４－６（１）の目録ファイルの提出については，省略してもよい。

ア　提出期限
入札公告に明示する入札参加資格審査申請書等の提出期限

イ　提出場所
入札公告に明示する「問い合わせ先」の「(1)入札に関すること」に記載の場所

■企業の施工能力の評価

○代表構成員により評価する。

○総合評価（**標準型**）加算点等算出資料申請書により評価するので，申請書に示した「**注意事項**」に十分注意して記述すること。

○評価項目（同種工事の施工実績）
同種工事とは，次の条件を全て満たす建築（建築基準法第２条第13号による建築をいう。）工事の元請けとして施工した工事をいう。

ア　１棟の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第２条第１項第４号の規定による延べ面積をいう。以下同じ。）が1,500㎡以上であること。

イ　階数が３以上で，主たる構造が鉄骨造，鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造であること。

ウ　主要用途が工場，倉庫その他これらに類するものでないこと。

※なお，建築とは，新築，増築，改築又は移転をいい，改修工事は含まれないので注意すること。以下同じ。
新築：建築物のない敷地に建築物をつくること。
増築：既存の建築物に継ぎ足して建築物をつくること。（継ぎ足した部分の面積を評価）
改築：既存の建築物を解体撤去し，同じ用途，構造，階数で建築物をつくること。
移転：同一敷地内で建物を移動して建築物をつくること。

・評価対象の期間は，平成19年度からこの入札の公告日までとする。
・施工実績は，上記期間内に工事が完成し，引き渡しが完了したものに限る。
・特定建設工事共同企業体の実績は，その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る。

○評価項目（工事成績）
・工事成績の評価は，「**企業の施工能力**」に記述された次の方法により算出する。
工事成績評価＝Σ〔（Ｙｎ－65）×βｎ〕×20／112.5

Ｙｎ：工事成績評定点
β ｎ：請負金額の補正係数　　最終請負代金額が5,000万円以上の場合：β=1.5
1,000万円以上5,000万円未満の場合：β=1.2
1,000万円未満の場合：β=1.0

・工事成績評定点は，５件まで申告することができる。
・工事成績評定点は，平成24年度からこの入札の公告日までの間に徳島県若しくは国の行政機関から工事成績評定要領等に基づき通知されたもの，又は国が実施する公共建築工事に関する工事成績の相互利用における「工事成績評定相互利用対象工事」であって，平成24年度からこの入札の公告日までの間に通知されたものに限る。
　参考：国土交通省のホームページ（http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000001_1.html）
・工事成績評定点は，建設工事の種類が「**建築一式工事**」の場合に限る。
・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は，その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る（ただし，経常ＪＶでの実績については，経常ＪＶとしての出資比率が20パーセント以上であれば評価する。経常ＪＶを構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。）。

○評価項目（登録基幹技能者）
・この入札の工事に含まれる任意の工種に係る登録基幹技能者が１名以上現場作業に従事する場合に評価する。
・従事期間は当該工種の現場作業期間とし，自社又は下請企業の所属者で，県内在住者に限る。

○評価項目（ＩＳＯ等）
・入札公告日における取得等の状況を評価する。
・入札公告日において，有効期限切れの場合は評価対象外とするが，入札公告日に更新手続き中（更新審査終了済）であり，かつ，落札候補者の段階で更新手続きが完了している場合には評価する。

○評価項目（手持ち工事数）
・手持ち工事数は，徳島県が発注した当初設計金額3,000万円以上の「**建築一式工事**」について，受注した工事の「手持ち工事数措置期間」に，この入札の入札参加資格審査申請書等の提出期限が含まれる工事の受注件数をいう。ただし，この入札の入札参加資格審査申請書等の提出期限の前日までに工事しゅん工承認の通知を受けている工事は，手持ち工事数に含まない。
・特定建設工事共同企業体での共同施工方式により受注した工事は，代表構成員の手持ち工事と見なす（代表以外の構成員は手持ち工事と見なさない。）。

■配置予定技術者の施工能力の評価

○代表構成員により評価する。
○総合評価（**標準型**）加算点等算出資料申請書により評価するので，申請書に示した「**注意事項**」に十分注意して記述すること。
・配置予定技術者は，その雇用期間が１年間となるまで，総合評価における配置予定技術者の評価対象としないので注意すること。
・配置予定技術者は，最大３名まで申請できるが，複数申請した場合は，加算点の最も低い者の評価を採用するので注意すること。
・配置予定技術者の評価は，工期の２分の１を超える期間において，現場代理人，監理技術者補佐，（特例）監理技術者又は主任技術者として従事した経験を対象とする。
・施工管理技士等保有資格の記載に当たっては，入札参加資格要件と評価基準に留意すること。
・低入札価格調査制度に基づき，増員して配置した技術者として従事した工事の経験等は評価の対象としない。

○評価項目（ＣＰＤ）
・ＣＰＤを実施している「建設系ＣＰＤ協議会」の各団体における取得単位数の合計を記入すること。
・ＣＰＤは平成27年度からこの入札の公告日までに取得した単位数とし，各団体等による証明がないものは認めない。
・前年度又は前々年度の単位の取得状況は考慮しない。
・社内研修は認めないので，注意すること。

○評価項目（同種工事の施工経験）
同種工事とは，次の条件を全て満たす建築（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第13号の規定による建築をいう。）工事の元請けとして施工した工事をいう。
ア　１棟の延べ面積が1,500㎡以上であること。
イ　階数が３以上で，主たる構造が鉄骨造，鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
ウ　主要用途が工場，倉庫その他これらに類するものでないこと。

・評価対象の期間は，平成19年度からこの入札の公告日までとする。
・施工経験は，上記期間内に工事が完成し，引き渡しが完了したものに限る。
・特定建設工事共同企業体の経験は，その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る。
○評価項目（工事成績）
・工事成績の評価は，「**配置予定技術者の施工能力**」に記述された次の方法により算出する。
工事成績評価＝Σ〔(Ｙｎ－65) ×βｎ〕×20／67.5
Ｙｎ：工事成績評定点
βｎ：請負代金額の補正係数　　最終請負代金額が5,000万円以上の場合：β=1.5
1,000万円以上5,000万円未満の場合：β=1.2
1,000万円未満の場合：β=1.0
・工事成績評定点は，３件まで申告することができる。
・工事成績評定点は，平成24年度からこの入札の公告日までの間に徳島県若しくは国の行政機関から工事成績評定要領等に基づき通知されたもの，又は国が実施する公共建築工事に関する工事成績の相互利用における「工事成績評定相互利用対象工事」であって，平成24年度からこの入札の公告日までの間に通知されたものに限る。ただし，入札参加者が下記に示す方法で評価期間の加算を申請した場合はこの限りではない。
参考：国土交通省のホームページ（http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000001_1.html）
・工事成績評定点は，建設工事の種類が「**建築一式工事**」の場合に限る。
・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は，その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る（ただし，経常ＪＶでの実績については，経常ＪＶとしての出資比率が20パーセント以上であれば評価する。経常ＪＶを構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。）。
○配置予定技術者の工事成績に係る評価期間の加算申請
・配置予定技術者が平成24年度からこの入札の公告日までの間に妊娠，出産，育児，介護（以下「**出産・育児等**」という。）を理由とした一時休業を通算で１年間（365日）以上取得している場合は，別に示す「出産･育児等に配慮した技術者評価の実施要領」に基づき，配置予定技術者の工事成績に係る評価期間を加算することができる。

■地域貢献度の評価
○代表構成員により評価する。
○総合評価（**標準型**）加算点等算出資料申請書により評価するので，申請書に示した「**注意事項**」に十分注意して記述すること。
○評価項目（地域防災力：災害時支援協定）
経営事項審査における「その他の審査項目（社会性等）」に規定される防災協定のうち，次の事項を満足するもの。
・徳島県内の公共土木施設のみを対象としたもの
・防災協定そのものが事実上の請負契約や期間委託契約とみなされないもの

■地域精通度の評価
○代表構成員により評価する。
○評価項目（地域精通度）
・「主たる営業所」とは，建設業法上の「主たる営業所」とする。

■その他留意事項
○企業評価及び配置予定技術者の評価対象（機関，期間等）は各々異なるので，十分注意すること。
＜参考＞

評価項目	対象機関	対象期間
施工実績及び施工経験	国，地方公共団体等又は民間	平成19年度からこの入札の公告日まで
工事成績	徳島県，国の行政機関等	平成24年度からこの入札の公告日まで

※工事成績については，各機関の工事成績評定要領に基づき通知されたものに限る。